

高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県保健福祉部長

(公 印 省 略)

福島県感染拡大警報強化版（BA.5対策強化宣言）等の
発出について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃から格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数につきましては、8月9日に2,554人、10日には2,754人と2日間続けて過去最多が更新されるなど、感染の急激な拡大に歯止めがかからず、12日時点で県民の約100人に1人の方が感染症により療養されている状況となっております。

そうした中、医療従事者が日常生活の中で濃厚接触者や陽性者となってスタッフが大幅に不足し、やむを得ず入院や外来診療体制の縮小を余儀なくされているところであり、医療体制を確保し、県民の命を守るため、感染対策の徹底により1日も早く新規感染者を減らしていくことが必要です。

このため、県新型コロナウイルス感染症対策本部では、8月12日に「福島県医療非常事態宣言」を発出するとともに、同日から31日までを期間として、県民や事業者の皆様は今すぐに取り組んでいただきたい対策を「福島県感染拡大警報強化版」（国が定める「BA.5対策強化宣言」を兼ねる。）としてとりまとめ発表いたしました。

つきましては、上記の宣言及び警報強化版を御確認いただき、改めて利用者と職員の方の感染対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、入院治療が必要な方が入院できる体制を確保するため、下記2のとおり県新型コロナウイルス感染症対策本部から関係医療機関へ依頼しておりますので、併せて御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 福島県感染拡大警報強化版（BA.5対策強化宣言）の関連部分について

○ 新型コロナウイルス感染症者は高齢者ほど重症化しやすいことが明らか

となっており、4回目接種により、高い重症化予防効果が得られます。以下の対象者で未接種の方は、速やかなワクチン接種の検討をお願いします。

- ・ 60歳以上の方
- ・ 18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方
- ・ 18歳以上60歳未満で医療機関等(高齢者施設含む)の従事者の方

○ 換気扇等による常時換気、2方向の窓開け換気等、十分な換気量を確保してください。

○ 高齢者施設や児童福祉施設等においては、利用者・職員の感染対策を徹底し、感染拡大を防止してください。

※ 詳細は次を御確認ください。いずれも県HPのトップページから直接アクセスできます。

「福島県医療非常事態宣言」及び「福島県感染拡大警報強化版(BA.5対策強化宣言)」<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/covid19-attention.html#ba5>

2 新型コロナウイルス感染症患者の療養先の切り替え促進について

入院治療が必要な方が入院できる体制を確保するため、次のとおり県本部から入院受入医療機関へ依頼しておりますので御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

「(新型コロナウイルス感染症患者の)退院基準を満たす以前でも、入院患者が医師に入院治療の必要のない軽症であると判断された場合等には、速やかに転院のみならず自宅療養・宿泊療養へ移っていただくよう、医療機関から自宅療養・宿泊療養への療養場所の変更について積極的に変更ください。

また、高齢者の場合であっても、入院継続での治療の必要がないと判断された場合には、保健所とも連携しながら自宅療養(施設からの入院の場合は施設内での療養)に移っていただくよう御検討をお願いします。」

※ (参考) 病床ひっ迫等により施設内療養を行う介護施設等に対し、療養者毎に要するかかり増し費用として、施設内療養者1名につき最大15万円(施設内療養期間に応じ1万円/日)の補助を行っております(令和4年9月末日までは施設内療養者1名につき1万円/日を追加補助。最大30万円。詳しくは高齢福祉課のHP等を御覧ください。)

(事務担当 高齢福祉課 電話024-521-7164)